

ひらかたゼロカーボン推進事業

(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)

評価基準

令和6年10月7日

枚方市

目 次

1.	本書の位置付け	1
2.	審査の概要	1
2.1.	審査方法	1
2.2.	第一次審査（資格審査）	1
2.3.	第二次審査（事業審査）	1
3.	審査フロー	2
4.	参加資格審査	3
5.	提案審査	3
5.1.	提案審査の配点及び評価基準	3
5.2.	最優秀提案者の選定方法	8

1. 本書の位置付け

本評価基準は、枚方市（以下「本市」という。）が実施するひらかたゼロカーボン推進事業（以下「本事業」という。）について、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するための審査方法、手順、評価基準を示したものであり、別途公表する「ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものである。

評価基準は、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するにあたり、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法及び基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 審査の概要

2.1. 審査方法

本事業は、事業期間を通じて、受注者に効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供を求めることから、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式を用いた選定方法を採用する。また、審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している「枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、本評価基準に基づき実施する。

なお、審査は、「第一次審査（資格審査）」と「第二次審査（事業審査）」から構成され、事業者の参加資格の有無、評価基準に基づいた事業内容の評価を行う。応募に関する条件等の必要な事項は、「募集要項」において示す。

2.2. 第一次審査（資格審査）

第一次審査は、応募者から提出される第一次審査書類により、応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているか否かについて審査するものである。第一次審査では、参加資格の有無を確認し、参加資格要件を満たしていないと判断された応募者は、失格となり、第二次審査に進むことができない。

2.3. 第二次審査（事業審査）

第二次審査は、業務実績及び企画提案の内容について、応募者から提出された第二次審査書類の各様式に記載された事項、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査し、評価項目ごとに得点を付与するものである。

また、価格提案の評価については、応募者から提案された提案価格の得点化を行い、総合評価点を算定する。

3. 審査フロー

本事業における最優秀提案者及び優秀提案者の選定は、以下の流れで実施する。

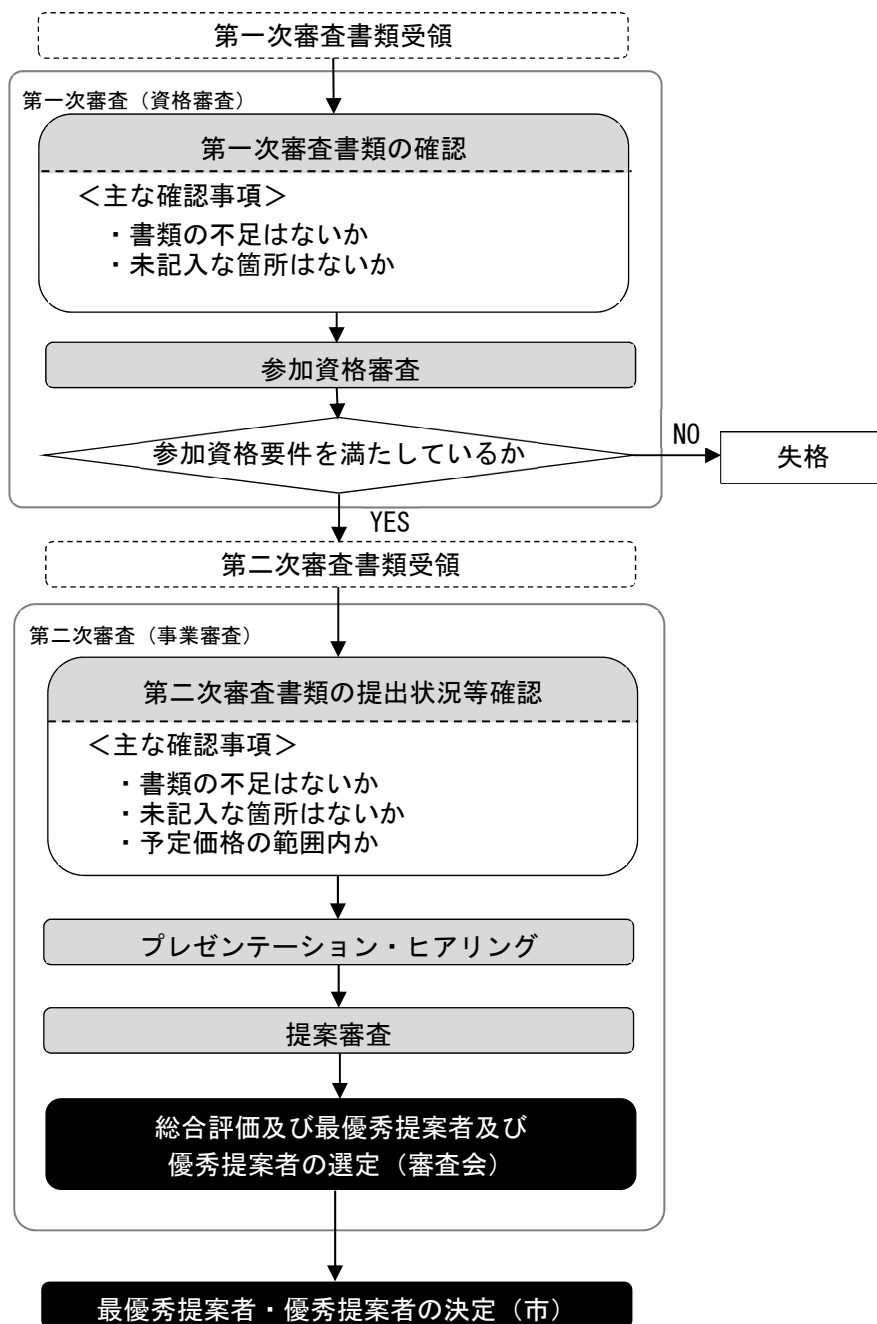


図 1 審査フロー

4. 参加資格審査

募集要項に示す応募者の参加資格要件について、本市が各要件を満たしているかを確認し、審査会にその結果を報告する。

なお、審査結果は、当該事業への応募者の代表企業に通知する。

5. 提案審査

5.1. 提案審査の配点及び評価基準

応募者の業務実績、企画提案及び価格提案により総合的に評価する。

(1) 提案審査の配点と総合評価点の算出方法

提案審査における業務実績の評価、企画提案の評価、価格提案の評価の評価項目及び配点は、表 1 のとおりとする。なお、提案審査においては、要求水準等記載事項への明らかな未達がないことを確認した場合は、各項目の基礎点として合計 250 点を付与する。

審査会は、基礎点、(2)～(4)の各評価点（提案審査により決定した業務実績評価点、企画提案評価点及び価格提案評価点）を合計して得られた値を各提案者の総合評価点とする。

表 1 評価項目と配点

評価項目	配点
業務実績	100 点
（基礎点）	25 点
市有施設照明設備改良事業の実績	25 点
市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業の実績	25 点
市有施設電力調達業務の実績	25 点
企画提案	500 点
（基礎点）	125 点
事業全体に関する企画提案	25 点
市有施設照明設備改良事業に関する企画提案	100 点
市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業に関する企画提案	100 点
市有施設電力調達業務に関する企画提案	150 点
価格提案	400 点
（基礎点）	100 点
市有施設照明設備改良事業に関する提案価格	85 点
市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業に関する提案価格	85 点
市有施設電力調達業務に関する提案価格	130 点
合 計	1000 点

(2) 業務実績の評価

業務実績の評価は、表 2 の評価基準に従い評価する。

表 2 業務実績の評価項目・配点

評価項目	評価基準		評価点	配点
市有施設 照明設備 改良事業 の実績	令和５年度までの過去１５年間に於いて、官公庁、或いは民間企業発注の照明設備工事、または照明設備工事を含む建築一式工事（新築、増築、改築または改修）の十分な施工実績（リース事業も含む）があるか。 公共施設における実績件数を高く評価する※ ^１ 。	１件	５点	２５点
		２件	１０点	
		３件	１５点	
		４件	２０点	
		５件以上	２５点	
市有施設 太陽光発電設備導入 （PPA） 事業の実績	令和５年度までの過去１５年間に於いて、本事業と同種・類似事業（PPA事業、或いは公共施設、民間施設または土地等における太陽光発電設備の導入・維持管理事業（太陽光発電設備の規模は５０kW以上のものに限る。））の十分な実績があるか。 公共施設における実績件数を高く評価する※ ^２ 。	１件	５点	２５点
		２件	１０点	
		３件	１５点	
		４件	２０点	
		５件以上	２５点	
市有施設 電力調達 業務の実績	令和５年度までの過去１５年間に於いて十分な電力供給実績があるか。	１件	５点	２５点
		２件	１０点	
		３件	１５点	
		４件	２０点	
		５件以上	２５点	
合 計				７５点

※ 1、2 公共施設における実績は 1 件、民間施設における実績は 0.5 件として評価する。

(3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、表 3 に従って、表 4 に示す項目ごとに 5 点満点で評価し、係数を乗じた得点を付与した上で、その合計点を企画提案評価点とする。

なお、企画提案の評価については、5 人の委員の合議による評価点とする。

表 3 評価の内容と得点化の方法

評価の内容	評価点	得点
十分な効果が期待できる優れた提案である	5 点	評価点×係数
5 点と 3 点の中間程度の提案である	4 点	
要求水準を上回る具体性かつ実現性のある提案である	3 点	
3 点と 1 点の中間程度の提案である	2 点	
要求水準を上回る具体性のある提案である	1 点	
要求水準を満たす程度の提案	0 点	
内容が不十分であり、要求水準を満たさない提案	得点化しない	—

表 4 企画提案の評価項目・配点

大項目	中項目	小項目	評価の視点	係数	配点
事業全体	事業全体の 実施体制に ついて	実施体制	・事業全体の実施及び管理体制において、代表 企業及び構成企業の役割等が明確かつ適切か。 ・本事業を遂行するために十分な体制が確保され ているか。	1	5 点
	事業全体の 取組方針に ついて	取組方針	・本事業の目的・内容を踏まえた適切な取組方針 が提案されているか。 ・本事業の趣旨を的確に捉えているか。 ・事業全体の全体管理方針は適切か。	3	15 点
	脱炭素の取 組を活用し た地域貢献 について	環境教 育・環境 学習	・脱炭素に関する環境教育・環境学習に資する有 効な提案があるか。	1	5 点
市有施設 照明設備 改良事業	個別事業の 実施体制に ついて	実施体制	・業務遂行のために十分な体制が確保されている か。	1	5 点
		緊急時の 対応	・緊急時の連絡体制、対応方法について、十分に 配慮されているか。	1	5 点
		市内事業 者の活用	・市内事業者を活用する具体的な計画となってい るか。 ・市内事業者に対する発注規模は十分か。	2	10 点
	リスク・課 題への対応 について	リスクへ の対応	・経営の安定性のほか、各業務の履行に係るリス クが適切に認識され、リスクの管理体制及び管 理方法について、具体的な提案がされている か。	1	5 点
		供用中の 施設への 配慮	・供用中の施設に対して、調査・工事を安全かつ 円滑に実施する工夫があるか。 ・施設の閉鎖期間を短縮できる工夫があるか。	3	15 点
	設計・施 工・工事監 理業務につ いて	工程計画	・定められた期間内に確実に完了できる工程計画 となっているか。	3	15 点
		調査・設 計	・調査・設計を効率的・効果的に進められる提 案・工夫があるか。	3	15 点
		使用機器 の選定	・本市にとって有益性が得られるような観点で機 器選定を行っているか。 ・本事業の効果を高める装置・器具の提案がある か。	3	15 点
		安全性の 確保	・施工に際し、安全性に配慮した計画となってい るか。	1	5 点
		品質管理	・施工の品質を確保するための具体的な提案がな されているか。	1	5 点
		環境への 配慮	・施工時における騒音・振動対策・安全対策等、 周辺環境に配慮した提案となっているか。	1	5 点

大項目	中項目	小項目	評価の視点	係数	配点	
市有施設 太陽光 発電設備 導入 (PPA) 事業	個別事業の 実施体制に ついて	実施体制	・業務遂行のために十分な体制が確保されているか。	1	5 点	100 点
		緊急時の 対応	・故障、緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した事業実施が見込まれる体制が確保されているか。	1	5 点	
	リスク・課 題への対応 について	リスクへ の対応	・経営の安定性のほか、各業務の履行に係るリスクが適切に認識され、リスクの管理体制及び管理方法について、具体的な提案がされているか。 ・防水、荷重に対して想定されるリスクとそれに対する対応策が具体的に示されているか。	2	10 点	
		事業の安 定性	・長期の事業継続を保證できる提案となっているか。	3	15 点	
	施設の計画 方針	施設計画	・太陽光発電設備及び建物の維持管理のしやすさに配慮した施設の計画となっているか。 ・日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響を配慮した施設の計画となっているか。 ・財政負担の削減等、本市にとって有益な提案、工夫があるか。	2	10 点	
		導入設備 の仕様	・設備の容量（太陽光発電設備の出力等）は対象施設にあった適当な規模となっているか。 ・対象施設を追加する場合、本市にとって有益な提案となっているか。 ・設備の仕様の選定に対する有益な提案はあるか。	3	15 点	
		設備設置 仕様	・設備の設置仕様は各対象施設の特徴を踏まえ、安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか。	3	15 点	
	施工・維持 管理業務に ついて	工程計画	・定められた期間内に確実に完了できる工程計画となっているか。	1	5 点	
		安全性の 確保	・施工に際し、安全性に配慮した計画となっているか。	1	5 点	
		品質管理	・施工の品質を確保するための具体的な提案がなされているか。	1	5 点	
		維持管理 計画	・設備の安定的な運転のための適切な維持管理計画となっているか。	1	5 点	
		環境への 配慮	・施工時における騒音・振動対策・安全対策等、周辺環境に配慮した提案となっているか。	1	5 点	
市有施設 電力調達 業務	個別事業の 実施体制に ついて	実施体制 ・スキーム	・業務遂行のために十分な体制が確保されているか。	1	5 点	150 点
		緊急時の 対応	・緊急時の連絡体制、対応方法について、十分に配慮されているか。	1	5 点	
	実施方針に ついて	リスクへ の対応	・経営の安定性のほか、各業務の履行に係るリスクが適切に認識され、リスクの管理体制及び管理方法について、具体的な提案がされているか。ただし、不可抗力リスクと物価リスクに関するものは除く。	7	35 点	
		事業の安 定性	不可抗力リスクと物価リスクの管理も踏まえて、以下についての提案があるか。 ・安定的に電力を供給するための有益な提案があるか。 ・単価の変動を抑えるための有益な提案があるか。	9	45 点	
		再エネ電 力の調達 の考え方	・再生可能エネルギーによる電力の調達は、実現性が高く、安定供給が期待できるものとなっているか。 ・再生可能エネルギーによる電力の調達（供給）量は十分で実現性の高いものとなっているか。	12	60 点	

(4) 価格提案の評価

価格提案の評価は、提案価格を次の方法で得点化する。価格提案評価点の計算にあたっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

なお、各事業の提案価格がそれぞれの事業の上限金額（予定価格）を超えている場合は失格とする（全ての提案価格が上限金額を超えてはならない。）。

【算定式】

$$\text{価格提案評価点} = \Sigma (\text{各事業における価格提案の配点} \times (\text{最低提案価格}) / (\text{提案価格}))$$

- ・ 最低提案価格は、最も低い価格を提案した者の提案価格。
- ・ 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業における上限金額（電力の買取り額となる対価）は、参加表明書を提出した応募者に通知する。
- ・ 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業における提案価格は、3施設の提案価格を各施設の発電量に応じた加重平均で評価する。各施設の発電量は、応募者の提案内容に基づくものとする。なお、加重平均の算出様式は、上限金額とあわせて提供する。
- ・ 市有施設電力調達業務における上限金額（電力の買取り額となる対価）は、参加表明書を提出した応募者に通知する。
- ・ 市有施設電力調達業務における計算内訳書は、上限金額とあわせて提供する。

5.2. 最優秀提案者の選定方法

審査会は、最も高い総合評価点を得た応募者を最優秀提案者として選定し、2番目に高い総合評価点を得た応募者を優秀提案者として選定する。ただし、最も高い総合評価点を得た応募者が複数いる場合は、企画提案評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定する。

なお、業務実績の評価及び企画提案の評価において、大項目ごとに表5に示す評価点を最低点とし、最低点に満たない場合、または企画提案の評価において1つ以上「得点化しない」と評価された項目があった場合は、選定対象としない。

表 5 各事業における評価の最低点

大項目	業務実績の評価	企画提案の評価
市有施設照明設備改良事業	5 点 / 25 点	20 点 / 100 点
市有施設太陽光発電設備導入 (PPA) 事業	5 点 / 25 点	20 点 / 100 点
市有施設電力調達業務	5 点 / 25 点	30 点 / 150 点